

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2503号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

大災害ではわずかの差で生死が分かれる。その一つが「情報」だ。2004年は災害の多い年だった。中でも10月23日に発生した新潟中越地震と、その直前に日本列島を縦断した台風23号には、「情報」について改めて考えさせられた。

地震では災害の全体状況をどれだけ早く把握できるかが、その後の救難活動の成否の鍵を握る。阪神・淡路大震災から10年、あのとときの反省から、全国のほぼすべての市町村に通信衛星を使った防災行政無線まで設置され、各市町村の震度データが聞髪を入れずに、県庁経由で気象庁に集まるようになった。ところが今回では揺れの激しかった県内19の市町村で肝心の情報システムが作動せず、発生時の震度情報が県庁や気象庁に届かなかった。原因は停電、「非常電源装置」も役に立たなかった。携帯電話もつながらなかった。全国の

災害と情報

NHK解説委員長 今井 義典

一方台風23号で市街地の9割が水に浸かった兵庫県豊岡市では、市内の河川の堤防が決壊する5時間前に、市から避難勧告が出され、各家庭には屋内スピーカー式の防災無線で伝えられた。しかし残念ながら避難したのは1割だけ、多くの人が逃げ遅れて自宅に残された。

携帯電話は8500万台、安否を気遣う電話が殺到したうに、基地局の多くがこれも停電で使えなくなつたのだ。このため事態の掌握に手間取って、山古志村などでは、住民の安否の確認や救出活動が遅れてしまった。「情報」システムは非常時にこそ活かされねばならない。



高千穂神楽 (宮崎県)

私たちは「自分のところは大丈夫」と思いがちだ。ではどうしたら危機意識を共有して行動に移すことができるのか。それには「日本に住む限り、いつでもどこでも災害が来る」と誰もが自覚することが第一だ。一方自治体も緊急情報の把握と同時に、住民への「呼びかけ」をより具体的な、切迫感のある表現に改めるべきだ。水害や火山の噴火などに備えて自治体で作る「ハザードマップ」(防災地図)も極めて有効だ。問題は防災地図が住民一人ひとりの防災対策と避難行動につながる具体的な「情報」として行き渡っていないことだ。

いざというときに地域ぐるみで行動を取り、犠牲を最小限にとどめるには、平時の準備と心構えしかない。山古志村の長島村長の「どんなときでも自分が村内のすべての情報を掌握できるように整備しなければ」という述懐が耳に残る。

活活活活

情報情報

動動動動

報報報報

- 17年度政府予算編成で実行運動＝全国町村会(2)
- 地方六団体代表が交付税確保を要請(4)
- 「三位一体改革の全体像」まとまる【解説】(5)
- 平成15年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告
＝全国町村職員生活協同組合(12)
- カプセルNOW&NEW(14)
- 町村週報主要索引(平成16年8月～12月)(15)
- 子守唄の里 五木村熊本県五木村長 西村久徳(17)
- 政策レーダー(19)

全国
町村会

17年度政府予算編成で実行運動



自民党 写真上から、武部幹事長・久間総務会長・与謝野政調会長に要請する本会正副会長

全国町村会は平成17年度政府予算編成を控え、12月3日予算対策本部を設置するとともに、12月10日に常任理事会を開催し、会議終了後、役員が自民党と総務省の幹部を中心に面談、去る12月2日開催の全国町村長大会で採択した「緊急重点決議」、「全国町村長大会要望」並びに提言書「町村自治を支える財政制度の構築に向けて」を、地方交付税制度のあり方についてを提出し、現下の町村にとって特に重要な事項である地方交付税の確保と財源対策債を減額しないことなどを中心に要請した。

また、常任理事会において決定した「混合診療の解禁に関する意見」についても提出し、国民皆保険制度の堅持に沿った対応方を申し入れた。

〔参考〕

「緊急重点決議」、「全国町村長大会要望」は、本誌第2502号に掲載。
提言書「町村自治を支える財政制度の構築に向けて」は、本会ホームページ (<http://www.zck.or.jp>) に掲載。

活 動

混合診療の解禁に
関する意見

全国の町村は、住民が安心して生活を過ごせるよう、国民皆保険制度を将来に亘り堅持するため、懸命の努力を傾注しているところである。

我が国の国民皆保険制度は

全ての国民がいつでも、どこでも、公平かつ平等に適切な医療を受けることが可能であり、世界に誇ることのできる優れた制度である。

しかしながら、「規制改革・民間開放推進会議」の中間とりまとめ及び関係閣僚等の発言では、「混合診療」（保険診療と保

険外診療の併用）を解禁すべきとされている。

「混合診療」が解禁された場合、所得がより高い国民のみが、また、生活拠点がより大病院に近い国民のみが高度先進医療等を受けることができ、国民皆保険制度の根幹である、公平かつ平等の理念が阻害されるこ

とが懸念され、誠に遺憾である。

今後とも、「混合診療」を解禁することなく、必要であれば、現行の特定療養費制度を拡充するとともに、原則として保険診療の対象として、国民の総意である国民皆保険制度を堅持すべきである。



総務省 写真上から、麻生総務大臣・香山事務次官・瀧野自治財政局長に要請する本会常任理事・監事

要請活動は次の二班に分かれて実施した。

〔自民党〕（写真2頁に掲載）

山本 会長（福岡県添田町長）
鹿野 副会長（宮城県鹿島台町長）
野中 副会長（京都府園部町長）
石原 副会長（香川県三木町長）

〔総務省〕（写真3頁に掲載）

海老澤 常任理事（北海道上磯町長）
魚津 監事（富山県朝日町長）
唐沢 常任理事（長野県小布施町長）
藤田 監事（愛知県小坂井町長）
竹田 常任理事（鳥取県金町長）
宮城 常任理事（沖縄県嘉手納町長）

地方六団体代表が交付税確保を要請

＜片山自民党参議院幹事長に要請
左から二人目が鹿野全国町村会副会長



＞谷垣財務大臣に要請
右が鹿野全国町村会副会長

全国町村会など地方六団体の代表者は、12月14日、武部自民党幹事長や神崎公明党代表などの与党幹部と麻生総務大臣、谷垣財務大臣などに対し、平成17年度においては16年度以上の地方交付税総額を確保することなどを求める要請活動を行った。

本会からは、鹿野副会長（宮城県鹿島台町長）が要請活動に参加した。

地方交付税確保に関する要請

平成16年度予算においては、地方交付税が大幅に削減されるなど国の対応が全く不誠実であったため、地方の信頼を損ねる結果となったところである。平成17年度においては、16年度の轍を踏まぬよう、国は誠実に対応し、理不尽なことは慎み、国と地方の信頼関係の構築に努めるべきである。

よって、次の事項を要請する。

1、平成17年度の地方交付税総額は16年度以上の額を確保すべき

(1) 平成16年度の地方交付税は、過去の国による景気対策などに伴い発行した地方債の元利償還がピークに達しつつあり、本来、地方交付税が増額されてしかるべきであるにも関わらず、理不尽にも大幅な削減が行われたところ。こうした事情に鑑み、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度以上の額を確保すべきであること。

(2) 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

(3) 地方財政計画において財源不足を算定するに当たっては、地方税を過大見積もりするが如きことは厳に慎むこと。

(4) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後、順次縮小すること。併せて、新たにこうした制度を設けたり、拡大したりしないこと。

2、定率減税の縮小が行われた場合に適切な対応をすべき

(1) 個人所得課税の定率減税の縮小が行われた場合、個人住民税が増収となるが、この増収分は、まず減税補てん償を廃止するなど補てん措置の解消に充当すべきものであること。

(2) 定率減税の縮小による所得税の増収分を、年金財源（基礎年金の国庫負担の引上げ）に充当することを検討中と聞くが、この増収分の32パーセントについては、当然に地方交付税原資に充当されるべきものであること。

3、地方六団体の参画により、地方財政計画を適正に策定すべきこと。

(1) 地方財政計画と決算との乖離に関し、投資的経費の削減を行うのであれば、併せて経常的経費の増額も同時一体的に是正すること。

(2) 地方財政に関する予見可能性を向上させるため「中期地方財政ビジョン」を地方六団体の参画を得て策定すること。

(3) 地方財政計画の策定プロセス及び地方交付税の算定のプロセスへの地方六団体の参画を早急に具体化すること。

政 策

解説

「三位一体改革の全体像」まとまる

課題の多くが先送り、六団体は運動を継続

◆奥越同舟の船出

今回の三位一体改革の「起源」は、地方分権推進委員会の「最終報告」（2001年6月）の提言にある。「分権改革を完遂する」ため、第二次分権改革の柱に「税源移譲」を位置づけたからだ。このため、三位一体

改革の目的を、自治体関係者は①地方の歳出規模と地方税収の乖離縮小の拡大―など「地方分権の推進」とみているが、財務省は「地方交付税の抑制」を、補助金所管省は「補助金の維持」をそれぞれ「目的」にしており、三位一体改革は文字通り「奥

「三位一体改革の全体像」が11月26日、政府与党で合意された。地方六団体が政府の要請を受けて3・2兆円の補助金改革案をまとめたが、受け取った政府は関係省・与党の猛反発もあり混迷。やっとまとまった「全体像」は、補助金改革は2・4兆円にとどまり、生活保護などの扱いは先送りされた。ただ、地方交付税改革では「一般財源の確保」「中期財政ビジョンの策定」が明記された。このため、町村関係者からは「評価」する声もあるが、財務省は「交付税の削減」方針を変更する考えはなく、12月8日の経済財政諮問会議では地方財政計画規模を「名目GDP比15%前後（実質法定率分）に引き下げる案も提案された。今回決着した「全体像」では、こと地方交付税については、財務省が提唱した「7、8兆円の交付税削減」構想が「とりあえず消えただけ」とみるべきかもしれない。

「むしろ問題はこれから。来年度の政府予算や地方財政計画はもとより、先送りされた諸事項についても地方案に沿って実現できるよう、地方が一致結束し、粘り強く対応していくことが肝要と考える」。12月2日の全国町村長大会で、山本文男会長があいさつしたように、三位一体改革の具体化はこれからだ。そこで、今回の「全体像」の位置づけを確認する意味も含めて、これまでの経過を簡単に振り返ってみる。

越同舟」の船出となった。

事実、分権推進委「最終報告」を受けて、片山虎之助前総務相が翌02年に「税源移譲試案」を提案するが、財務省は「地方交付税の財源保障機能の廃止を前面に打ち出して対抗」それでも、「骨太方針2002」では「補助金、交付税、税源移譲を三位一体で検討し、改革工程表を今後1年以内にまとめる」ことで決着した。これを受けて、「改革工程表」づくりをめぐり、03年春にかけて総務・財務両相が丁々発止のバトルを展開。その末にやっと閣議決定された「骨太方針2003」では、「改革と展望」の期間中（04～06年度）に、①補助金等は概ね4兆円を廃止・縮減②地方交付税は財源保障機能を縮小③税源移譲は廃止補助金の8割（義務は10割）を目安に移譲―することが盛り込まれた。

このため、全国知事会や全国市長会は、その具体化を先導するため相次いで8～9兆円の補助金廃止案を提案するが、補助金削減をめぐる関係省の調整は難航。事務次官協議でも調整できず、結局、04年度予算案づくりが間近に迫った11月半ば、小泉純一郎首相が「来年度は1兆円規模の補助金廃止と税源移譲を行う」との裁断を下し、やっと04年度の地方財政対策が決着。政府予算案が策定された。ところが、フタを開けてみると、税源移譲は4、200億円だけで、地方交付税は実質12%、2・9兆円的大幅削減だった。地方自治体は予算編成をやり直すなど大混乱

政 策

に陥り、三位一体改革の初年度は「閣議の三位バラバラ改悪」と酷評を浴びた。

この反省を踏まえ、麻生太郎総務相は今年5月、「3兆円の税源移譲の先行決定」を提案。財務省が猛反発するものの、小泉首相の指示を受けて閣議決定された「骨太方針2004」には「3兆円の税源移譲」が明記された。同時に、税源移譲の前提として地方六団体に補助金改革案づくりも要請した。税源移譲や補助金改革に反対する関係省が「地方案はまとまるわけがない」との認識から妥協したといわれる。

◆難産の末、地方案まとまる

そんな関係省の「期待」どおり、地方六団体の補助金改革案づくりは難航した。特に、全国知事会では個々の補助金廃止をめぐり百家争鳴、深夜に及ぶ会議と多数決の採択まで行った。それでも、8月19日の地方六団体会長会で補助金改革案を決定した。本音では「補助金廃止に不安」を感じつつも、「地方分権の推進」との大目標の下、「小異を捨て大同につく」ことで各六団体が合意したものだ。8月24日には小泉首相に提出した。

地方案は、第一期と第二期に分けて具体的な補助金廃止を打ち出したのが特徴。焦点となった義務教育費国庫負担金では中学校分の一般財源化を提案、小学校分は二期改革とした。また、公共事業関係では都道府県関係に限定したほか、税源が少な

い自治体に対する交付税措置も明記するなど、市町村への配慮も目立つ。さらに、地方案提出の前提として「補助金廃止と税源移譲の一体実施」「国と地方の協議機関」の設置なども要請した。

ところが、地方案を受けた政府が、今度は大混乱に陥った。9月3日の閣僚懇談会で小泉首相は「地方案を真摯に受け止め、政府一丸となって11月半ばを目途に全体像をとりまとめる」よう各閣僚に指示したものの、9月14日からほぼ毎週開催された「国と地方の協議の場」で、各省大臣は個別補助金の必要性を強調することに終始。官房長官が各省に要請した10月28日までの「回答」にも、文科省は代替案を示さず、農水・国交両省は補助金の交付金化、そして厚労省は国民健康保険や生活保護の補助率引き下げを提案。官房長官も「結果をみると、今後一段と精力的な調整が必要」と述べざるをえない惨たんたる内容だった。

このため、地方六団体は11月17日には日本武道館で「真の三位一体改革実現のための1万人集会」を開催、地方交付税による財源措置や補助率カット等の排除などを決議。さらに、「地方無視には闘う『地方一揆』の実行」を宣言し、その実行組織として「地方分権推進連盟」の設置も決めた。しかし、リーダーシップを求められた小泉首相は「地方案を真摯に受け止める」よう繰り返すものの、「私の出番がないように」と述べ、最後まで自ら調整に乗り出すこ

とはなかった。

◆全体像は「検討」「先送り」

そんな経過で「三位一体改革の全体像」が当初予定より1週間遅れて11月26日、政府・与党協議会で合意された。同日夕刻、政府は「国と地方の協議の場」で地方六団体代表に「全体像」を説明したが、梶原全国知事会会長が開口一番「先送り事項に大きな問題があり、私どもの評価も先送りせざるを得ない」と述べたように、「全体像」は「先送り」や「曖昧さ」が目立つものとなった。

それでも、「補助金改革」では「05年度と06年度予算で3兆円程度を廃止・縮減する」とし、「税源移譲」では「04年度措置分を含め概ね3兆円規模を目指す。所得税から個人住民税への移譲で行う」ことが明記された。

「地方交付税」についても、「05、06年度は適切に財源措置を行うなど、必要な一般財源を措置する」ことが明記された。しかし、「2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指し、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、05年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める」とされ、さらに「05年度以降、地方財政計画の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定すること」も併せて盛り込まれた。このほか、①税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう税源移譲分は基準財政収入額に100%算入(留

保財源ゼロ) ②不交付団体(人口の割合拡大に向けた改革検討③算定の簡素化・透明化と、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る)ことも盛り込まれた。

ただ、個別補助金では、公共事業関係補助金は交付金化するとされ、義務教育費関係では05年度は暫定措置とし結論は05年秋の中教審の審議結果まで先送りされ、国保では新たな都道府県負担の導入が盛り込まれた。また、生活保護等の負担率引き下げは引つ込めたものの、05年中に「検討を行い、結論を得る」とされた。なお、国保の都道府県負担導入(都道府県財政調整交付金は12月6日、総務・厚労・財務三省が、給付費の7%(05年度は5%)とする)とすることで合意した。

◆どうなる地方交付税のゆくえ

「全体像」決定を受けて、地方六団体は11月29日に「多くの課題が先送りされ、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多い。地方案の趣旨に沿った解決が図られるよう、地方六団体はさらに結束を強化し、その実現を図る」との共同声明(別掲)を発表。各都道府県知事からも「先送り」批判などが相次いだ。

しかし、地方交付税については「全体像」を了承した11月26日の夕刻、地方六団体代表は記者会見で「必要な一般財源の総額を確保することとされた」と評価した。冒頭に紹介した12月2日の全国町村長大会でも、山本会長は「一般財源の総額

政 策

確保が明記されたことは、大きな前進であった」と述べ、来賓としてあいさつした中川圭一全国町村議会議長会会長も「我々町村にとって最大の関心事であった地方交付税については、ほぼ満足できるものとなった」と評価した。

しかし、「全体像」決定後も、政府内からは「中教審の結果次第では義務教育費国庫負担金（の一般財源化）はゼロになることもある」（中山成彬文科相、「生活保等の負担金改革は平成18年度から実施する」（尾辻秀久厚労相）など地方側の意向とは異なる発言が相次いだ。さらに、谷垣禎一財務相は「全体像」に明記

された「地方の一般財源確保」についても「必要な財源確保は大事だが、その際、やはり無駄を排除する視点は当然貫かねばならない。歳出抑制を徹底していく姿勢は今後とも避けて通れないと考えている」（11月30日の記者会見）と述べ、引き続き地方交付税の削減に取り組む考えを強調した。

そして、来年度地方財政対策に向けた総務省との協議で、財務省は三位一体改革とは別に地方交付税の約一兆円削減を主張しているほか、地方財政計画の乖離縮減も投資的経費分を2年間で一気に削減し、その上で一般行政経費は徹底精査し必要

額だけを上乗する方針を示した。

こうした「全体像」決着後の情勢変化を踏まえ、地方六団体代表は12月7日、麻生総務相との意見交換会で「来年度の地方交付税は今年度以上を確保すること」などを申し入れた。併せて「理不尽な交付税削減が講じられた場合、地方六団体は現内閣に対する不信任決議運動を全国展開する」との「地方六団体代表者会議申し合わせ」も伝えた。一首長の主張ならともかく、地方六団体共同の申し入れとしては前代未聞の内容だが、地方側の「危機感」と「覚悟」のほどを示したものだといえよう。

事実、翌8日に開かれた経済財政

「三位一体の改革について」の共同声明

（平成16年11月29日 地方六団体）

平成16年11月26日、政府・与党合意による「三位一体の改革について」が我々地方六団体に示された。

この合意は、基本方針2004による要請に応じて提出した地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」をもとに、小泉総理大臣の「地方の改革案を真筆に受け止めるよう」との指示に従い、「国と地方の協議の場」における7回に及ぶ協議を経てとりまとめられたものである。

よりよい三位一体の改革案をつくりのため、国と地方が対等の立場

で真剣に協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から画期的なことである。しかし、その内容についてみると、多くの課題が先送りされることも、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多い。

これらの課題については、引き続き存置される「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、地方六団体としては、更に結束を強化してその実現に努力するものである。

当面、年末の予算編成、税制改

正等において政府・与党合意の具体化が図られることになるが、真の三位一体改革の実現が図られるよう、我々地方六団体は、地方分権推進連盟等を通じて政府及び政党に対し強く働きかけを行うものである。

また、地方分権の推進は、平成5年の衆・参両院による全会一致の決議をはじめ、政府・国会における確立した方針であり、国の硬直した政治行政システムを改め、より国民の視点に立った政治行政を推進しようとするものである。したがって、我々地方六団体は、国民各位の幅広い理解が得られるよう協調して強力な運動を展開していくものである。

諮問会議では、本間正明大阪大学大学院教授ら民間議員が「中期的な経済財政運営」の一環として、地方の歳出規模について「マクロ経済からみた中期的な目標を設定する」よう提案。その一例として「地方財政計画の歳出総額の名目GDP比について、15%台全般を用途に3年間で引き下げる」ことを示した。「全体像」に盛り込まれた「中期地方財政ビジョン」の具体的目標の一例を提案したものだ。その内容は、「景気対策のための公共投資の大幅な追加が行われる以前の水準、交付税総額を法定率分だけで賄うことができた水準」への引き下げだ。ちなみに、03年度の地方財政計画の総額86・2兆円は名目GDP比17・3%となっており、これを15%に合わせるには11・6兆円の削減が必要となる。

そもそも経済財政諮問会議では「骨太方針」（01年）以来、地方交付税については「客観的・単純で簡素な仕組み」と「財源保障機能の縮小」を繰り返し主張し続けている。

今回、新たに三位一体改革後に策定される「中期地方財政ビジョン」をも視野に入れた地方交付税改革の方策を打ち出したものといえる。

今後、三位一体改革の具体化がどう展開されるかはなお不明だが、地方六団体は「内閣不信任決議」運動を展開する「覚悟」で、今後も一致結束して粘り強く対応していくことが求められることだけは確かといえそう。

政 策

三位一体の改革について

(平成16年11月26日 政府・与党)

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において

必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。

不交付団体（人口の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

1、国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

平成17年度予算 平成18年度予算

において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

(2) 各分野

▽文教

① 義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

② 中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

▽社会保障

① 国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

▽公共等その他

① 国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。

② 公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。

③ 歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その

趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。
(3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2、税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3、地方交付税の改革について

(1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。

(2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡

政 策

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500億円程度
（平成17年度分（暫定）	4,250億円）
・国民健康保険	7,000億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850億円程度
・農水省	250億円程度
・経産省	100億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640億円程度
・総務省、環境省	90億円程度
平成16年度分	6,560億円程度

税源移譲額 合計	24,160億円程度
----------	------------

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。

(3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。

その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。

(4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。

(5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4、国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙3のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執

行過程における適正化等について別紙4の措置を講ずる。

5、その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

別紙2

平成17年度及び平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概 要
内 閣 本 府	10億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総 務 省	90億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500億円程度の減額（暫定） （うち17年度分（暫定）4,250億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教育研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費補助金 等
厚生労働省	9,340億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費補助金（産休代替保育土費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 等
農林水産省	3,040億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保持林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
経済産業省	180億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等
国土交通省	6,640億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 等
環 境 省	540億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
合 計	28,390億円	

(注) 28,390億円のうち17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

別紙3

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

№	省庁名	事 例	各府省の対応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財 務 省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環 境 省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。

政 策

8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲(同方式を構成する技術)について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款(役員及び部会部分)変更の認可権限が国と都道府県に分れている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認の上で、真摯に検討する。
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要	農地制度改革の中で検討していく。
12	環 境 省	国立公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環 境 省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなくても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各 府 省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

別紙 4 地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等(以下「補助金等」という。)の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

- 補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第1四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。
また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。
- 地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続きも含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。
- なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

活 動

平成十五年度 全国町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十五年度事業概要および決算については、本年七月八日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的に自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十五年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比二・〇五三人・〇九％の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より二、五〇一件（二・一％）の減となり、共済掛金も、前年度比二億一、五六二万余円（二・二％）の減となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より五四件（〇・二％）の減となり、共済掛金も、前年度比四、二六八万余円（二・三％）の減となった。

なお、火災共済・風水害特約共済ともに契約口数は増となっており、同共済の掛金の大幅な減は、平成十六年一月の契約より、それぞれ一口当たりの掛金を10円引き下げたことによるものである（火災共済七〇円→六〇円・風水害共済六〇円→五〇円）。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比一、四八五台（〇・七％）の増となり、共済掛金も、二、六八四万余円（〇・五％）の増となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比一五〇件（三三・〇％）の減となり、共済金合計において二億六、一四六万余円（四一・二％）の減となった。また、災害見舞金の給付件数については前

年度二〇件に比し、五三件、災害見舞金にして一、一三万余円の給付があった。さらに、風水害特約共済金の給付については前年度比五件（二一・六％）の減となり、共済金においても、一、四二二万余円（三〇・九％）の減となった。

自動車共済事業では、支払件数で前年度比四六四件（四・八％）の増となったが、共済金においては、四、九八〇万余円（一九・九％）の減となった。

本年度における事業剰余金をもつてする事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が四三・七三％、風水害特約共済が三三・六四％、自動車共済が一四・五四％となった。

1、組合加入の状況

平成十五年度未現在の組合員数は二二、四九〇二人で前年度に比し二、〇五三人（九・〇九％）減少した。また、出資金については、前年度に比し一億一、二九万余円（五・八％）増の二〇億四、〇一四万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一億五、〇九六万余円となった。

2、共済契約状況

表1 組合加入状況

区 分	人 員	口 数	出 資 金
平成15年度	224,902人	20,401,467口	2,040,146,730円
平成14年度	226,955	19,289,487	1,928,948,650
比較増減	△2,053	1,111,980	111,198,080
増減率	△0.9%	5.8%	5.8%
平成13年度	206,752人	19,033,924口	1,903,382,380円

(注) △印は減を示す。
出資金額は預り出資金（1口100円未満の端数口数の累計額）1,347,430円を含む。

表2 火災共済加入状況

区 分	共済契約件数	契 約 口 数	共 済 掛 金
平成15年度	117,978件	25,201,785口	1,549,116,940円
平成14年度	120,479	25,176,188	1,764,744,220
比較増減	△2,501	25,597	△215,627,280
増減率	△2.1%	0.1%	△12.2%
平成13年度	122,184件	25,111,999口	1,760,419,150円

(注) △印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

区 分	特約付加件数	契 約 口 数	特約共済掛金
平成15年度	27,537件	5,584,166口	284,495,500円
平成14年度	27,591	5,458,699	328,179,330
比較増減	△54	125,467	△43,683,830
増減率	△0.2%	2.3%	△13.3%
平成13年度	27,868件	5,429,928口	326,290,920円

(注) △印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

区 分	契 約 台 数	共 済 掛 金
平成15年度	226,597件	5,840,863,830円
平成14年度	225,112	5,814,017,360
比較増減	1,485	26,846,470
増減率	0.7%	0.5%
平成13年度	219,987台	5,700,868,640円

表5 火災共済金支払状況

区 分	火 災 共 済 金 額	臨 時 費 用 共 済 金 額	残 存 物 取 引 費 用 共 済 金 額	失 火 見 舞 費 用 共 済 金 額	合 計	損 害 率
平成15年度	304件 373,575,339円	306件 38,390,657円	123件 12,885,796円	4件 370,820円	425,222,612円	27.4%
平成14年度	454 635,039,560	458 62,146,557	152 19,294,458	4 817,553	717,298,128	40.6%
比較増減	△150 △261,464,221	△152 △23,755,900	△29 △6,408,662	— △446,733	△292,075,516	△13.2
増減率	△33% △41.2%	△33.2% △38.2%	△19.1% △33.2%	— △54.6%	△40.7%	—
平成13年度	445件 618,796,808円	445件 66,784,108円	109件 20,112,315円	6件 2,060,000円	707,753,231円	40.2%

(注) △印は減を示す。

表6 見舞金支払状況

区 分	件 数	見 舞 金	一件当たりの見舞金
平成15年度	53件	11,138,000円	210,151円
平成14年度	20	1,925,000	96,250
比較増減	33	9,213,000	113,901
増減率	165%	478.6%	118.3%
平成13年度	48件	5,043,000円	105,063円

(1) 火災共済事業 ①火災共済契約件数は、前年度に比し二、五〇一件（二・一％）の増となり、一口数は二〇、四〇一、四六七口（五・九七％）の増となり、共済掛金は二億四、〇一四万余円（五・八％）増の二〇億四、〇一四万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一億五、〇九六万余円となった。

活 動

表7 風水害害特約共済金支払状況

区 分	特 約 共 済 金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成15年度	38件	31,805,858円	38件	4,770,890円	22件	959,964円	37,536,712円	13.2%
平成14年度	43	46,032,355	43	6,904,838	17	580,057	53,517,250	16.3%
比較増減	△5	△14,226,497	△5	△2,133,948	5	379,907	△15,980,538	△3.1
増 減 率	△11.6%	△30.9%	△11.6%	△30.9%	29.4%	65.5%	△29.9%	—
平成13年度	39件	19,566,600円	39件	2,934,983円	14件	308,257円	22,809,840円	7.0%

(注) △印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済 金		合 計		損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成15年度	9,232件	1,779,424,667円	834件	840,719,539円	10,066件	2,620,144,206円	44.9%
平成14年度	8,769	1,722,662,813	833	947,289,166	9,602	2,669,951,979	45.9
比較増減	463	56,761,854	1	△106,569,627	464	△49,807,773	△1.0
増 減 率	5.3%	3.3%	0.1%	△11.2%	4.8%	△1.9%	—
平成13年度	9,278件	1,822,190,159円	980件	1,171,337,851円	10,258件	2,993,528,010円	52.5%

(注) △印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成15年度	83件	2,490,000円	19件	1,900,000円	102件	4,390,000円
平成14年度	64	1,920,000	11	1,100,000	75	3,020,000
比較増減	19	570,000	8	800,000	27	1,370,000
増 減 率	29.7%	29.7%	72.7%	72.7%	36.0%	45.4%
平成13年度	113件	3,390,000円	16件	1,600,000円	129件	4,990,000円

表10 平成14年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 支 払 共 済 金	3,082,903,530円	1. 共 済 掛 金	7,674,476,270円
2. 見 舞 金 等	15,528,000	2. 共済契約準備金戻入	6,487,383,000
3. 管理費及び諸経費	2,230,277,483	3. 資 産 運 用 収 益	144,032,691
4. 共済契約準備金繰入	6,754,987,000	4. 雑 収 入	7,817,703
小 計	12,083,696,013	5. 特 別 利 益	495,061,560
経 常 剰 余 金	2,725,075,151		
合 計	14,808,771,164	合 計	14,808,771,164
1. 税引前当期剰余金	2,725,075,151		
2. 法 人 税 等	241,433,664		
3. 当期剰余金(計)	2,483,641,487		
4. 前期繰越剰余金	90,823,319		
5. 当期末処分剰余金(計)	2,574,464,806		

なお、本年度は、既発生事故のうち、共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一七億七、七〇〇万円の自動車共済支払備金を計上し、平成十六年度へ繰越すこととなった。

(イ)臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で一九件(二九・七％増の八三件)死亡は八件(七二・七％増の一九件)となった。

また、臨時費用の金額は傷害で五七万円(一九・七％増の二四九万円)、死亡は八〇万円(七二・七％増の一〇九万円)となり、臨時費用の合計は、前年度に比し一三七万円(四五・四％増の四三九万円)となった。

下げにより、前年度より二億一、五六二万八千円(二・二％)の減となった。また、一件当たり平均口数は二二三口(二・一三〇万円)となり前年度より五口(五〇万円)の増となっている。

②風水害害特約共済
特約付加件数は二七、五三七件で前年度に比し五四件(〇・二％)減少した。特約共済掛金は、二億八、四四九万八千円、平成一六年一月からの掛金の引き下げにより、前年度より四、三六八万八千円(二・三三％)の減となった。なお、火災共済契約

件数に対する特約付加

①火災共済事業
②共済事故状況
③、共済事故状況

支払件数は、共済金で一五〇件(三・〇％)減の三〇四件、臨時費用共済金で一五二件(三・二％)減の三〇六件、残存物取片づけ費用共済金で二九件(二九・一％)減の一三三件、失火見舞費用共済金で前年

同数の四件となり、共済金の合計は前年度に比し二億九、二〇七万八千円(四・〇・七％)減の四億二、五二二万八千円となり、損害率は、前年度より一三・二ポイント低い二七・四％となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、三、五二六万八千円の火災共済支払備金を計上し、平成十六年度に繰越すこととなった。

(イ)見舞金
前年度に比し件数で三三件増の五三三件、見舞金額で九二二万八千円増の一、一三三万八千円となった。

②風水害害特約共済
支払件数は、特約共済金で五件(一・一・六％)減の三八件、臨時費用共済金で五件(一・一・六％)減の三八件、残存物

取片づけ費用共済金で五件(二九・四％)増の二二件となり、共済金の合計は前年度に比し一、五九八万八千円(二・九・九％)減の三、七五三万八千円となり、損害率は、全体で前年度より三・一ポイント低い一三・二％となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、四二二万八千円の風水害害特約共済支払備金を計上し、平成十六年度に繰越すこととなった。

(イ)自動車共済事業
支払件数は、前年度に比し対物賠償で四六三件(五・三三％)増の九、二二二件、対人賠償では一件(〇・一％)増の八三件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で五、六六七万八千円(三・三三％)増の一七億七、九四二万八千円、対人賠償においては一億六、五六六万八千円(二・一・二％)減の八億四、〇七二万八千円となり、共済金の合計は、前年度に比し四、九八〇万八千円(二・九％)減の二億二、〇一四万八千円となった。

損害率は、全体で前年度より一・〇ポイント低い四四・九％となった。

情 報

カプセル Now & New

「町環境白書」を作成 北海道

環境基本条例を施行している町は、同条例に基づき「町環境白書」を作成した。町の環境に対する取り組み成果を年度ごとに評価していくのがねらい。平成15年度のリサイクル率が73%に達するなど、町民の環境に関する取り組みが着実に進んでいることが明らかとなった。

公設民営の温泉施設を整備

宮城県 田尻町

町は、温泉施設を求める町民の声を受けて温泉を掘削。わき出た温泉を利用して、共同浴場や露天風呂、サウナなどがある公設民営の温泉休憩施設の整備を進めている。施設は延床面積約2000㎡、隣接する宿泊施設となげる計画で平成17年度オープン予定。

自転車を生かしたまちづくり計画を推進 秋田県 美郷町

六郷、千畑、仙南の3町村が合併して誕生したばかりの町は、自転車を生かしたまちづくり計画に取り組んでいる。町企画課を事務局に、町民などで組織する「美郷町サイクルタウン協議会」を発足し、町内5か所で自由に乗り降りできる自転車のレンタルサービス始めた。

杉並区と「まるごと 福島県 保養地協定」を締結 北塩原村

村は、東京都杉並区と「まるごと保養地協定」を締結した。

同村を訪れた杉並区民には名刺大の「まるごと保養地村民証」が渡され、協定に賛同する村内100以上の宿泊、観光施設の割引サービス（1泊1割引以上など）が受けられる仕組み。協定期間は3年間。

駆除したシカの肉を東京都食用に加工へ 奥多摩町

森林を食い荒らすニホンジカによる被害が深刻化している町は、駆除したシカの肉を食用に加工し、販売用として提供することを決め、平成17年秋までに加工施設を建設する。頭数管理で駆除したシカの有効利用策として導入したもので、地域特産品としても期待されている。

「自立シミュレーション」 神奈川県 城山町

町は、周辺市町と合併をしないで町単独で自立した場合の今後30年間の財政見通しを予測した「自立シミュレーション」の作成を進めている。シミュレーションは年内に全戸配布する予定で、各自治会ごとに自立シミュレーションを主要テーマとする住民説明会を開催する。

中高年層者を対象とした山梨県健康体操を検討 田富町

町は、町民の健康を維持し、介護予防を図っていくため、中高年層者を対象とした健康体操を検討している。体操の内容は、町の保健師とNPOのスポーツクラブが共同でつくり、町民体育館においていくつかのコースごとに年間のプログラム

を通じて実施していく予定。

金田一耕助の岡山県 真備町 携帯ストラップを販売

町は、推理作家の横溝正史が同町に疎開し『本陣殺人事件』など代表作を書き上げた縁があることから、主人公の「金田一耕助」をイメージした携帯電話のストラップを作製し販売している。限定950個、500円で、一般公開されている疎開宅で販売している。

広報誌に 島根県 西ノ島町 企業広告を掲載

町は、毎月1回発行し町内全戸に配布している町の広報誌「総合誌にのしま」に、11月号から企業などの広告を掲載している。広報誌の内容を充実させるための財源を確保していくのがねらいで、広告料は1マス8cm×6cmで1回3000円。

廃校を大学の移動キャンパスとして再利用 山口県 徳地町

町は、廃校となった小学校の有効活用を図っていくため、山口県立大学の移動キャンパスとして再利用する「とくぢサテライトキャンパス」を平成17年度から実施する。同大学の研究室に小学校の教室を使ってもらうほか、公開講座や住民との交流ゼミなどを開催していく計画。

町民参加型まちづくりの香川県 豊浜町 促進を図るパンフを作成

町は、町民参加型のまちづくりを推進するため、「協働ーみんなでともに考え、ともに進む4つの事業」と題したパンフレッ

トを作成し、町内全戸に配布した。パンフはA4判で、町政出前懇談会、町長あてメール、政策提言制度など4施策を紹介し、町民参加を促している。

「津屋崎ヨットハーバー」が完成 福岡県 津屋崎町

町では、海洋レジャー拠点として4億5000万円を投入し整備していた町営の「津屋崎ヨットハーバー」が完成し、供用を開始した。ヨットハーバーには約50mから約90mの栈橋4本を設置。陸上保管と合わせ178隻のヨットやモーターボートが収容できる。

地元を歌ったCDを作製 佐賀県 大町町

町は、商工会や婦人会などと連携して地域をPRするCDを作製し販売している。地元の名所やイベントなどを詞に盛り込み、町民によるバンドが作曲した「大町三色すみれ音頭」「大町力ゴカキブギ」の2曲入りで、1枚500円で販売している。

町民と協働で 熊本県 苓北町 行財政改革を推進

単独での存続を選択した町は、町民等が委員を務める行財政改革検討委員会を設置し、町民との協働による行財政改革に取り組んでいる。委員会は熊本大学助教授と町民代表8人で構成500項目以上に及ぶ事務事業を見直し、今年度内に行財政改革の基本方針を取りまとめる。

情 報

町村週報主要索引

平成16年8月～平成16年12月
2489号～2503号

〈活動〉

集中豪雨による災害復旧で緊急要望

Ⅱ全国町村会 2489 (2)

地方六団体代表・片山(自民党PT)座長と意見交換 2489 (2)

山本全国町村会会長が合併シンポジウムで意見陳述 2490 (2)

国庫補助負担金改革案を小泉内閣総理大臣に提出Ⅱ地方六団体 2492 (2)

山本会長が補助金改革案で意見Ⅱ自民党総務部会・地方税財政改革PT合同会議 2492 (5)

国庫補助負担金等に関する改革案Ⅱ地方六団体 2492 (7)

山本全国町村会会長が自民党重点政策推進委で意見 2493 (2)

宮本財政部会長が17年度政府予算で要望 2493 (5)

山本全国町村会会長・介護保険制度改革で意見Ⅱ公明党介護保険制度改革委員会 2493 (6)

「国と地方の協議の場」初会合を開催 2494 (2)

全国町村長大会は12月2日Ⅱ全国町村会 2494 (7)

地方財政対策で総務大臣と意見交換Ⅱ地方六団体 2495 (3)

台風による市災害復旧・平成16年新潟県中越地震で緊急要望Ⅱ全国町村会 2499 (2)

平成15年度町村有物件災害共済事業 2499 (2)

の概要報告Ⅱ全国自治協会 2499 (9)

石原副会長が17年度税制改正などで要望Ⅱ自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議 2500 (2)

地方六団体代表が総務大臣と意見交換 2500 (3)

地方分権推進総決起大会ひらくⅡ地方六団体 2501 (5)

山本会長が道州制、三位一体改革で意見陳述Ⅱ第28次地方制度調査会 2501 (12)

全国町村長大会開く 2502 (1)

「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」を刊行 2502 (40)

17年度政府予算編成で実行運動 2503 (2)

地方六団体代表が交付税確保を要請 2503 (4)

平成15年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告Ⅱ全国町村職員生活協同組合 2503 (12)

〈政策〉

一般歳出上限48兆2000億円Ⅱ平成17年度概算要求基準 2489 (3)

不交付団体が134団体に増加Ⅱ平成16年度普通交付税大綱(解説) 2491 (2)

新基本計画に向けて中間論点整理Ⅱ食料・農業・農村政策審議会 2491 (5)

増加数、増加率ともに過去最低Ⅱ住民基本台帳人口(平成16年3月31日) 2492 (20)

財政収支を仮試算し、交付税を要求Ⅱ平成17年度総務省予算概算要求施策(解説) 2494 (4)

公共投資17%増、統合補助金化など推進Ⅱ平成17年度国土交通省予算概算要求重点施策(解説) 2495 (2)

補助金の統合・交付金化で地方の裁量高めるⅡ平成17年度農林水産省予算概算要求重点施策(解説) 2496 (2)

問題行動への対応、就職支援などに重点Ⅱ平成17年度文部科学省予算概算要求重点施策(解説) 2497 (2)

なお続く人口自然減と高齢化の進行Ⅱ平成15年度版過疎対策の状況 2498 (2)

社会保障事務費など、年末の折衝でⅡ平成17年度厚生労働省予算概算要求重点施策(解説) 2498 (5)

脱温暖化、循環型社会が柱Ⅱ平成17年度環境省予算概算要求重点施策(解説) 2499 (3)

地方公共団体における情報化の進捗状況Ⅱ総務省調査 2500 (5)

三位一体改革の意見書を首相に提出Ⅱ第28次地方制度調査会 2501 (14)

「三位一体改革の全体像」まとまる(解説) 2503 (5)

〈論説〉

三位一体の改革と地方六団体改革案の実現 千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌 2501 (2)

〈随想〉

二兎追う者は一兎も得ず

神奈川県町村会長・葉山町長 守屋大光 2489 (11)

行く先を案じつつ

青森県脇野沢村長 山崎隆一 2490 (11)

わが愛すべき郷土・鈴鹿川の流れとともに

三重県関町長 清水孝哉 2491 (10)

就任14年を振り返って

滋賀県町村会長・中主町長 田中政之 2492 (25)

富士川舟運の町・鰍沢

山梨県町村会長・鰍沢町長 石川洋司 2493 (10)

ひとまず預けて、いつでも納得運用



みずほ信託銀行

- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

☎0120-081506

受付時間／午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

情 報

住民参画による「まちづくり」

京都府井手町長

汐見明男 2494

きらりと光る町をめざして

鳥取県日南町長

矢田治美 2495

リゾート施設を中心としたまちづくりへの挑戦

長崎県伊王島町長

池下 守 2496

町はまるごと博物館、町民みんなが学芸員

山形県朝日町長

清野 隆 2497

キラリと光る まちづくり

愛媛県伊方町長

中元清吉 2498

知床世界自然遺産登録を目指して

北海道斜里町長

午来 昌 2499

少子化時代に思うこと

福井県大飯町長

時岡 忍 2500

熊本県五木村長

西村久徳 2503

森の交響曲―ツォリズムは創造への誘い―

熊本県小国町

定住と交流の、元氣あふれる町

北海道知内町 2490

首都圏からの身近な憩いの里づくり

埼玉県両神村

山形県朝日町 2496

地域資源と住民活力を活かして

大分県安心院町 2497

千年の学校と地域づくり

静岡県本川根町 2499

美しく豊かなまちを目指して

神奈川県真鶴町 2500

情 報

平成16年度市町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式挙行される

新任都道府県町村会長の略歴

新任都道府県町村会長の略歴

新任都道府県町村会長の略歴

新任都道府県町村会長の略歴

新任都道府県町村会長の略歴

新任都道府県町村会長の略歴

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

都道府県別市町村数

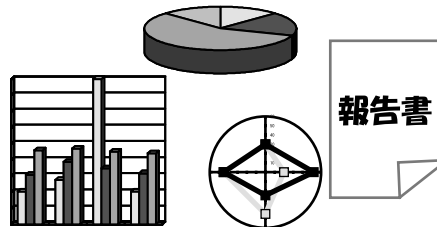
健康管理システム

健診予約から事後指導までの

一連の業務を強力にサポート

します

健康管理システムは多種多様な集計・統計に対応しています



健康診断管理業務

健診予定スケジュールの管理

健診機関により異なる結果表の整理

データ集計・統計処理

事後指導における経年情報の参照

個人情報漏洩防止のセキュリティ対策

健康管理システム のオススメポイント !!

Point 1 わかりやすく使いやすい

■ マウス・キーボードによる簡単操作で使用できます

Point 2 豊富な検索機能

■ あらゆる条件下において対象者及び検査情報の検索及び印刷が可能です

Point 3 きめこまやかな個別指導が可能

■ ビジュアル化した経年情報を参照しながら事後指導内容を入力できます

Point 4 外部検診機関とのデータのやりとりが容易

■ データ取り込み補助機能、入力支援機能を搭載しています

株式会社システムシンク

営業グループ 健康管理担当

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F

TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

ホームページ: <http://www.system-think.co.jp> e-mail: kst@system-think.co.jp

随 想

▽道の駅と子守唄彫刻像



全国の子守唄を代表する「五木の子守唄」発祥の地、五木村は子守唄とともに戦後、一躍有名となりました。

貧しい山村では年頃の子供さんを他人の家に子守奉公に出すことがありました。

親や姉妹とも別れ、見ず知らずの家で寂しい、辛い思いをしながら、幼い子娘が子供をあやしながら歌った唄が「おどまいやいや、泣く子の守りは、泣くと言われて憎まれる」「つらいもんばい、他人の飯は、煮えちやおれども、のどこさぐ」。あやしても泣き止まない子供、それを子守が下手と憎まれる。あるいは御飯は煮えていても喉を通りにくいと、他人の家での境遇を歌ったもの、子守娘はふるさとの山を見、悲しさ辛さのあまり「おどんが、お父ちゃん、あの山おらす、おらすと思えば、行ここたる」と、幼い子守娘が辛さのあまり口ずさんだ唄が、こ

の五木の子守唄であります。歌詞は九十ほどありますが、この唄は、いつ頃から歌われ、まただれが作ったかわからない、口から耳へと伝承されているものでもあります。

五木村にとりまして、この子守唄は宝であり財産であり、誇りでもあります。

そこで、村の中心地には子守唄公園を整備し、さらにふるさと創生事業で実施した子守唄の彫刻コンクール優秀作十二基を村内各地に建立しており、村外から訪れる皆さんから大変親しまれております。

五木村は九州のほぼ中央に位置し、九州脊梁の南端で、千メートル級の山岳が連なっており、山々を源とする深い渓谷が集まって川辺川となり、日本三大急流の一つである球磨川と人吉市で合流し、八代海へと注いでいます。

面積は二五二・九四ヘクタール内九七パーセントが山林で、農耕地は一パーセント程度で、昔はそのほとんどが焼畑でした。

戦前、戦後は木炭の主産地として、その後は木材、紙パルプの生産が盛んとなり、それに引き続き昭和五十年代前半までは造林事業で景気もよく、活気がありました。

随 想



■子守唄の里 五木村

熊 本 県
五 木 村 長
西 村 久 徳

市町村長特別セミナー

— 受講者募集中 —

市町村アカデミーでは、来る1月12日(水)、13日(木)の2日間、下記のとおり市町村長特別セミナーを開講します。今回は「新年度の地方財政とこれからの日本経済社会の展望」を重点テーマとしています。

受講をご希望の方は、12月22日(水)までに市町村アカデミーに直接お申し込みください。また、申し込みと同時に受講料をいただきます。なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

1 日 時

平成17年1月12日(水) 12時30分から
13日(木) 12時30分まで

2 講 演

(1月12日(水))

「地方財政の展望」

総務省自治財政局長 瀧野 欣彌氏

「富国強兵の国・地域づくり」

国際日本文化研究センター教授 川勝 平太氏

(1月13日(木))

「2005年日本経済の展望」

UFJ総合研究所投資調査部長 嶋中 雄二氏

「スウェーデン・スペシャル福祉国家における地方自治」

みずほ銀行顧問 藤井 威氏

前スウェーデン特命全権大使

※講演テーマ等については、変更する場合があります。

3、締 切 12月22日(水)

申込書を受理した後、決定通知と併せて必要な事項を連絡します。

4、参加費 10,000円

(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)

5、申込及び問合せ先

市町村アカデミー研修部

〒261-0025

千葉市美浜区浜田1-1

電話 043-276-3126

FAX 043-276-5251

※研修の概要やカリキュラム等は、同アカデミーのホームページでご覧いただけます。(http://www.jamp.gr.jp)

随 想

人口も一番多い時で六、一〇〇人でしたが、昭和三十八年から三十九年、四十年と三ヶ年連続して未曾有の大水害が発生し、村内全域に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者十一名、家屋の流失等半壊以上が二四七戸、さらに交通網が寸断され、農林地の被災も多く、全村が壊滅的な打撃を受け、五木村はもはや立ち上がることは出来ないのではないかと言われました。

しかしながら、国、県、近隣市町村の暖かいご支援と、村民の力強い復興への情熱により全力で復旧に取り組むことが出来ました。一方では三年連続の水害を目の前にして、千人近くの村民が村外へ移転することになりました。

水害は五木村のみならず、流域全体に及び、当時の被害額は一千億円以上となり、水害から流域の人々の生命財産を守るため川辺川に洪水調節ダムを早急に造ってほしいとの要望が、流域住民、県、関係市町村一丸となって出されました。

昭和四十一年、国・県の調査団が五木村に入り、その半年後には川辺川ダム建設計画が発表されました。その規模は、高さ一〇七メートル、貯水量一億三千三百トンで五

木村の中心地が水没し、多くの公共施設と村民の半数が移転をよぎなくされる、五木村の存亡に係る重大なものでありました。

村では議会、全村民あげてダム建設絶対反対を唱え、二十年以上闘い続け、一部の水没団体では裁判闘争まで起しました。

しかしながら、下流域住民、市町村長、熊本県、関係県議会議員の強い要請と、福岡高等裁判所での和解勧告等により、苦渋の選択として、五木村は全村民合意の下、ダム建設を容認し、ダムによる新しい村づくりを目指して立村計画を樹立し、今、その実現に向かい、村民一丸となって取り組んでいます。

ところが、予想だになかった漁業補償とダム建設の目的の一端ある、農業利水事業の問題で、ダム建設事業の先行きに不透明感が漂っています。

いまさらながら、五木村民の苦悩と犠牲はなんであつたのか、理解に苦しんでおります。

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。

次号は一月十日発行です。

業務は時間内に！

定時の退庁時刻

00:00
00:00

定時退庁

業務の簡素化

ITの活用

禁

コスト

コスト意識

総 務 省

組み立てて机の上に置き、日頃から時間外勤務の縮減に努めましょう。



きりとり

情 報

政策リーダー

政策リーダー

少子化社会白書まとまる

政府は、12月3日、「平成16年度の少子化社会白書」を閣議決定した。白書は、昨年9月施行の少子化社会対策基本法に基づき、少子化の現状、原因とその背景などを今回初めてまとめた。

少子化の現状は、平成15年には出生数は112万人、合計特殊出生率は1・29と、いずれも戦後最低の水準となった。また、それに伴い15歳未満の年少人口は、平成16年4月1日現在、1,780万人、総人口比13・9%と、いずれも過去最低となっており、さらに近年の出生数は毎年2〜3万人減少し、依然として少子化傾向が進むことを予想している。

少子化の原因として、「未婚・晩婚化の進展」や「夫婦の出生率の低下」を指摘。背景には、女性の社会進出に伴って「仕事と子育てを両立させる環境整備の遅れ」のほか、育児や教育費の心理的、肉体的、経済的負担による「子育てに対する負担感の増大」があるとしている。

少子化の流れを変えるためには、第2次ベビーブーム世代の女性が30歳代前半の出産期にあたる平成17年からの5年間で「少子化の流れを変える好機」と位置づけ「出産や子育てにメリットがあると認識できる施策を積極的に展開することが重要」と強調し、年内に新エンゼルプラン（仮称）を策定するとしている。

税制改正に係る入湯税の動向について

入湯税（標準税率一人一日150円、平成14年度決算額248億円）の税収については、現在、鉱泉源の保護管理施設、環境衛生施設及び消防施設の整備、観光振興に要する費用にだけ使用できることとなっているが、来年度の税制改正要望の中で、鉱泉源の保護管理施設の整備及び温泉・観光の振興に寄与するものに要する費用に限定するよう、使途縮小の要望が出されていた。

このため、温泉観光地等の町村で組織している全国観光地所在町村協議会（会長 吉村久則・鹿児島県霧島市長）を中心に、関係町村に対し、入湯税の使途について、緊急に聞き取り調査を実施し、現行においても税収の41・4%があてられている環境衛生施設・消防施設の整備においても入湯税が重要な役割を果たしていることを確認した。

これらの動きを踏まえ、直ちに「入湯税の現行制度堅持に関する緊急要望」を決定し、関係国会議員や関係省庁に対し強く働きかけた。

与党（自由民主党及び公明党）は、12月15日、「平成17年度税制改正大綱」を取りまとめ、入湯税については、関係町村が強力な要請行動等を行った結果、現行制度が堅持されることとなった。

入湯税については、昨年は任意税化の議論があり、今年は使途縮小の税制改正要望が出されたところであるが、地方自治体は、今後も入湯税について、使途を明確にすることなど情報公開に積極的に努め、入湯税の重要性を広く訴えていく必要がある。

地球温暖化対策における森林吸収源対策について答申―林政審議会―

林政審議会は、このほど「地球温暖化対策における森林吸収源対策」と題する答申を行った。

現在の水準で整備を進めた場合、京都議定書の約束期間（2008〜12年）に森林の吸収機能によって削減する二酸化炭素（CO₂）の量は2・6%にとどまるとし、3・9%の吸収量を確保するためには、今後環境税を導入して森林整備を進めることが必要であるとした。

答申の中で、森林吸収源対策は、①京都議定書の削減約束全体（6%）に占めるウエイトが高い、②用地取得を必要としないなど社会的制約が少なく、短期間での確実な実行が可能である、③経済変動等の影響を受けることなく、一定程度の吸収量を確保し続けるなどの性格を持つと指摘。さらに④循環型社会の構築、⑤経済活性化や雇用創出、⑥水源かん養、生物多様性の保全、国土の保全などの公益的機能の発揮等にも寄与し、大きなメリットを生み出すと説明している。

また、森林整備については、地球温暖化対策の優先分野として国民各層に広く浸透しており、森林対策に活用する新たな費用負担への国民的理解が広がりつつあるとし、安定的な財源を確保して緊急に取り組むことで国際約束の達成と緑豊かな社会の実現を図っていくことが必要であるとしている。

車両共済のご案内 (自動車総合保険の車両保険)

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら、

・通常に新規でご加入するよりも **40%割引**

(町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。
詳しい内容につきましては、取扱代理店の(株)千里にお問い合わせください。)

・集団扱契約によりさらに **5%割引**

で「車両共済(保険)」にご加入できます。

車両共済(保険)は、お車が衝突接触・火災・盗難・台風・いたずらなどの偶然な事故によって損害を被った場合に共済(保険)金をお支払いします。



◎補償範囲・免責金額(自己負担額)は、各種加入タイプがあります。

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定すると保険料が割引になります。

また、新車やエコカーなどはさらに保険料が割引になります。

お車の条件	
車 名	トヨタ カローラ
型 式	NZE121
初 度 登 録	平成15年1月
年 齢 条 件	30歳以上(家族限定)
共済(保険)金額	160万円



免責なしのタイプ		
	車両免責なし	車両免責5万円
一般車両	51,030円	42,400円
車対車+A	24,890円	20,680円

(※)上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合です。

なお、掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

**株式会社 千里
(取扱代理店)**

●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

●FAX番号 **03-3519-7325**

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。